



そらいろ通信 10月

マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



ここ数日で、涼しいを乗り越えて、上着がないと寒さを感じるほどに一気に季節が変わってしまいました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

最近、ストリートピアノといって、駅などでピアノが自由に弾けるように設置されているのを見かけることが多くなりました。音がするので見てみると、まだ小学生ぐらいの子が上手に弾いていたり、はたまたコンサートさながらにダイナミックに演奏している人がいたり…。立ち止まって聞き入ってしまうことがあります。このコロナ禍でなかなか積極的に動き回れないので、思いがけず音楽に出会うと、とても得した楽しい気持ちになります。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
アパレル 販売員	982	964	大阪市内
	971	1,000	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】
対象期間：2019年3月～2020年2月
データ数：965,877件



★10月のお仕事カレンダー

10/12	● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
	● 8月決算法人の確定申告と納税・2021年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
	● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
	● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について)
	● 労働保険料の納付(延納2期分)

★重要 改正★



～令和2年度の地域別最低賃金が決定しました。～

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
		前年度				前年度				前年度	
北海道	861	(861)	令和元年10月3日	石川	833	(832)	令和2年10月7日	岡山	834	(833)	令和2年10月3日
青森	793	(790)	令和2年10月3日	福井	830	(829)	令和2年10月2日	広島	871	(871)	令和元年10月1日
岩手	793	(790)	令和2年10月3日	山梨	838	(837)	令和2年10月9日	山口	829	(829)	令和元年10月5日
宮城	825	(824)	令和2年10月1日	長野	849	(848)	令和2年10月1日	徳島	796	(793)	令和2年10月4日
秋田	792	(790)	令和2年10月1日	岐阜	852	(851)	令和2年10月1日	香川	820	(818)	令和2年10月1日
山形	793	(790)	令和2年10月3日	静岡	885	(885)	令和元年10月4日	愛媛	793	(790)	令和2年10月3日
福島	800	(798)	令和2年10月2日	愛知	927	(926)	令和2年10月1日	高知	792	(790)	令和2年10月3日
茨城	851	(849)	令和2年10月1日	三重	874	(873)	令和2年10月1日	福岡	842	(841)	令和2年10月1日
栃木	854	(853)	令和2年10月1日	滋賀	868	(866)	令和2年10月1日	佐賀	792	(790)	令和2年10月2日
群馬	837	(835)	令和2年10月3日	京都	909	(909)	令和元年10月1日	長崎	793	(790)	令和2年10月3日
埼玉	928	(926)	令和2年10月1日	大阪	964	(964)	令和元年10月1日	熊本	793	(790)	令和2年10月1日
千葉	925	(923)	令和2年10月1日	兵庫	900	(899)	令和2年10月1日	大分	792	(790)	令和2年10月1日
東京	1,013	(1,013)	令和元年10月1日	奈良	838	(837)	令和2年10月1日	宮崎	793	(790)	令和2年10月3日
神奈川	1,012	(1,011)	令和2年10月1日	和歌山	831	(830)	令和2年10月1日	鹿児島	793	(790)	令和2年10月3日
新潟	831	(830)	令和2年10月1日	鳥取	792	(790)	令和2年10月2日	沖縄	792	(790)	令和2年10月3日
富山	849	(848)	令和2年10月1日	島根	792	(790)	令和2年10月1日	全国加重平均額	902	(901)	—

Q. 副業は認めなければならないのでしょうか？

近年、副業・兼業を希望する人が年々増えてきつつあります。多様な働き方の一環ともされ、厚生労働省の作成したモデル就業規則にも、その規定が盛り込まれています。一部の大手企業では、副業・兼業が解禁されつつありますが、中小企業としてはどうしていけばよいのでしょうか。

企業が今まで禁止をしてきたのは、長時間労働による従業員の心身への影響、生産性の低下、法的・風評リスク、業務上の秘密漏洩や企業の信用棄損、本業との競業による損害発生等が危惧されてきたからです。

副業・兼業について、働く側（労働者側）の視点としては、実質賃金が減少するなか少しでも収入を増やしたい、コロナ禍における雇用不安の防衛策、価値観の変化による自己啓発などが主なものです。

厚生労働省としては、今後の企業の対応策として、原則は副業・兼業を認める方向が適当であり、全面的な禁止については検討する方向性を示しています。今回改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」がそれを裏付けています。また、裁判例でも、本業以外の時間をどのように過ごすかは労働者本人の自由であるとされています。

こういった流れを見ていくと、多様な働き方を認めつつ、労働者の離職を防ぐ意味でも、企業としてある程度認めていく方向を検討していくことが望ましいでしょう。兼業・副業が個人事業（自営）であれば、経営者視点を醸成するとともに、リーダーシップ・マネジメントスキルを鍛えることができる、自己管理能力、仕事の優先度の見極め方・段取り力などが伸びる、自立した労働者が増えることで、自社内でしか通用しない労働者を減らすこともメリットとして考えられるからです。

そのためには、きちんと社内のルールを整備しておくことが必要で、①労務提供上の支障となる場合、②企業秘密が漏洩する場合、③企業の名誉・信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合、④競業により企業の利益を害する場合には副業・兼業は禁止されますが、逆にそれ以外の場合には原則許可するといった内容です。これらを実際に運用するには、事前の届け出制、許可を出せるかの検討、誓約書の提出などによって、企業のリスクも減らすことができます。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

